

随意契約の結果

【令和5年6月分】

工事

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

| 工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等 | 契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地 | 契約を締結した日 | 契約相手方の氏名 及び住所 | 契約相手方の法人番号 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 随意契約によることとした理由 | 再就職 役員数 | 公益法人の場合 | | | 備 考 |
|------------------------------|--|-----------|---|---------------|-------------|-------------|-------|--|------------|---------|-------------------|---------|-----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| R05 西国分寺ゆかり参番街エ レベーター改修工事 | 契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1 | 令和5年6月22日 | 日本エレベーター製造 (株) 東京都千代田区岩本町1- 10-3 | 8010001032926 | 61,638,500円 | 60,940,000円 | 98.9% | 本工事は、機構賃貸住宅に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。 | - | | | | |